

株式会社船場吉兆に対する指示の内容

- 1 株式会社船場吉兆を表示責任者として販売しているすべての商品について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示の商品を発見した場合には、速やかに適正な表示に是正した上で販売すること。
- 2 株式会社船場吉兆が、商品に事実を誤認させる表示を行ったこと等、基準で定められた遵守事項が遵守されなかった主たる原因として、株式会社船場吉兆における食品表示に関する認識が著しく欠如していたこと及び品質表示内容の確認とその管理体制に不備があると考えざるを得ないことから、これを含めた原因の究明・分析を行うこと。
- 3 2の結果を踏まえ、株式会社船場吉兆における品質表示に関する責任の所在を明確にするとともに、社内における品質表示のチェック体制の強化、拡充等の再発防止対策を実施すること。
- 4 株式会社船場吉兆の全役員及び従業員に対して、品質表示についての啓発を行い、その遵守を徹底すること。
- 5 1から4に基づき講じた措置について、平成19年12月10日までに農林水産大臣あて提出すること。